

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果【令和3年度】

（優先度 C1）	
検討課題	<b>オンライン会議</b>
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	<p>1 委員会条例の改正          東京都議会の改正条文を参考に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会の開会場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（オンライン）を活用して委員会を開会できるように、委員会条例について、別紙1のとおり所要の改正を行う。          なお、これに伴う条例案については、委員会提出議案として提出する。          また、本会議については、総務省からの通知（ ）によれば、地方自治法第113条（定足数）及び第116条第1項（表決）で規定されている本会議場への「出席」とは、「現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない」こととされている。これに伴い、会議規則については、改正は行わないこととする。</p> <p>1 令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」          2 令和2年7月16日付け総務省自治行政局行政課長「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ &amp; Aについて」</p> <p>2 具体的な運営方法          (1) オンラインによる委員会の進め方や環境整備について          オンラインによる委員会の進め方については、「オンラインによる委員会の運営方法について（暫定版）」及び「委員会へのオンライン出席に伴う確認事項について」で、その取扱いを定め、Zoomによる通信テストも実施した。          今後は、既に定めている暫定的な運営方法等を基に、オンライン会議を実施していく中で、課題を検証し、「オンラインによる委員会の運営方法について（確定版）」の策定を目指すこととする。          (2) 新型コロナウイルス感染症対策以外の場合における対応について          大規模地震等の災害発生時や他の感染症の拡大時、個々の議員の事故や出産等、新型コロナウイルス感染症対策以外の場合における対応については、今後、国や他の自治体の対応状況を注視しつつ、必要に応じて検討を行うこととする。</p> <p>3 非公式会議におけるオンライン会議の定期的な実施          事前準備や端末の操作などに不安を感じている委員が見受けられたことや、全議員を対象にしたり実施場所を庁舎以外とする必要があるなどの意見があったことから、今後も非公式会議において定期的にオンライン会議を行い、ノウハウを蓄積していく。</p> <p style="text-align: center;">* 別紙は省略する。</p>
その他	